

## 公平交易法（商標法の損害賠償規定の類推適用）

### 【書誌事項】

当事者：A社（原告）、vs B社など計5社（被告ら）

判断主体：智慧財産法院

事件番号：104年民公訴字第9号刑事判決

言渡し日：2016年9月5日

事件の経過：

被告らは付表1の「凹凸のリブ加工のデザイン」と同一または類似のものを各種のスーツケース商品に使用してはならない。

被告らは付表1の「凹凸のリブ加工のデザイン」と同一または類似のものが使用されている各種のスーツケース商品を販売、運送、輸出または輸入してはならない。

被告らは連帯して原告にニュー台湾ドル100万元、ならびに2015年9月19日から完済日まで年5%の利息を支払うこと。

訴訟費用は被告が連帯して負担すること。

本判決第三項につき、原告がニュー台湾ドル34万元を担保に供託した後に、仮執行を行うことができる。

但し、被告がニュー台湾ドル100万元をもって原告のために担保を供託した場合は、仮執行を免れることができる。

### 【判決概要】

自由競争市場において、健全な競争こそが消費者に最高の商品及びサービスを提供することができる。だが、業者のなかには、消費者を惹きつけるために、不誠実な手段で商品の特性または商品の出処を誤って表示し、消費者に誤認させようとする者がいる。これらの詐欺行為は、消費者を騙しただけでなく、競合会社が築き上げたのれんを盗用したことになる。そののれんを維持するために、商標権者は商品またはサービスの品質の維持に力を入れ、消費者がその商標を見ただけでその品質がわかるようにしている。このことから、商標法は公平交易法が保護する公正競争の具体的な規定であると認定できる。係争デザインである「凹凸のリブ加工のデザイン」の識別性に損害を与え、それを侵害した本件被告らの行為は、係争デザインを盗用し、それに便乗し、原告の係争デザインの表徴（即ちRIMOWAスーツケースの外観）を侵害したものであるため、「商標権」の侵害に相当すると認定できる。したがって、原告は、公平交易法第30条の規定により被告らに損害賠償責任を負うよう請求し、また損害賠償の金額を計算するとき、商標法第71条第1項第3号の「押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の1500倍以下の金額を損害額とする。但し、押収した商品が1500点を超えるときは、その総額で賠償金額を定める」なる規定の類推適用により損害賠償金額を計算すべきであると主張したが、その主張には理由がある。

### 【事実関係】

被告 B 社は他者（中国企業）に係争権利侵害品の製造を委託し、被告 C 社は係争権利侵害品の輸入、販売代理を行い、被告 D、E、F 社等は係争権利侵害品の販売、宣伝を行っていた。そのため、A 社は、B 社等の行為がいずれも原告の「凹凸のリブ加工のデザイン」商品の表徴を侵害するものであり、他人ののれんに便乗し、盗用し、他人の努力を利用することで自分の商品または役務を推進する行為に該当し、不正競争を構成し、現行の公平交易法第 22 条第 1 項第 1 号及び第 25 条の規定に違反すると主張し、B 社等計 5 社に対して本件損害賠償訴訟を提起した。

### 【判決内容】

1. 原告のスーツケース「凹凸のリブ加工のデザイン」表徴の概念強度は決して強くなく、原告は主観上「凹凸のリブ加工のデザイン」をそのスーツケース外観の表徴にする意図があり、かつ資料の内容から、原告のスーツケース商品の外観にはすべて「凹凸のリブ加工のデザイン」が使用され、またそのスーツケースに「凹凸のリブ加工のデザイン」の概念が含まれていることを長期的かつ忠実に伝えてきたと認定できる。広告宣伝またはマスメディアの報道も「凹凸のリブ加工のデザイン」が原告スーツケースの代表的な表徴であることを広く正確に伝えてきたため、原告のスーツケース外観の「凹凸のリブ加工のデザイン」表徴は高い市場競争力を有し、関係する事業者、消費者に広く知られ、原告のスーツケース商品を連想させる。以上のことより、原告のスーツケース外観の「凹凸のリブ加工のデザイン」は、商品の出所を区別する働きがあり、かつ著名な表徴であると認定できる。つまり、原告の付表 1 の「凹凸のリブ加工のデザイン」は、相当な時間の使用を経て識別性が生じ、特定の商品出所を識別する効果を有するに至っているため、公平交易法の保護を受けることができ、公平交易法にいう著名表徴に該当する。
2. 原告のブランドイメージは関係する事業者及び消費者に浸透しており、原告のスーツケース外観の「凹凸のリブ加工のデザイン」表徴は高い市場競争力を有し、関連事業者、消費者に広く知られ、原告のスーツケース商品を連想させ、また原告の付表 1 の「凹凸のリブ加工のデザイン」が主にスーツケースの外観の標識として使用されていることはスーツケース業界で広く知られている。したがって、被告らが係争権利侵害品を販売、宣伝または輸入したことは、係争「凹凸のリブ加工のデザイン」を盗用し、それに便乗したと認定できる。原告は、被告らが係争権利侵害品を宣伝・販売または輸入したことにつき、そのスーツケースに原告所有の付表 1 の係争「凹凸のリブ加工のデザイン」と同一または類似するものが使用されているため、現行の公平交易法第 25 条における“取引秩序に影響するに足る欺罔または著しく公正さを欠く行為”に該当すると主張したが、その主張には理由がある。
3. 「民事上の共同侵害行為（狭義の共同侵害行為、即ち加害行為）は、刑事上の共同正犯に比べると、その構成要件は全く同じではなく、共同侵害行為者間に意思の連絡があることを必須要件としておらず、数人が過失により他人の権利を不法

に侵害し、各行為者の過失行為がいずれも発生した損害の共同の原因である場合、いわゆる行為の関連共同に該当し、共同侵害行為が成立するため、民法第185条第1項前段の規定により、各過失行為者は被害者に対してすべての損害の連帯賠償責任を負わなければならない」。よって、原告は被告らに連帯して損害賠償責任を負うよう請求したが、その請求には理由がある。

4. 商標権者は、のれんを維持するために、商品またはサービスの品質の維持に力を入れ、消費者がその商標を見ただけでその品質がわかるようにしている。このことから、商標法は公平交易法が保護する公正競争の具体的な規定であると認定できる。台湾の公平交易法は、第30条の「事業者が本法の規定に違反したことにより、他人の権益を侵害した場合は、損害賠償責任を負わなければならない」なる規定による損害賠償額をどのように決定するかにつき、同法第31条第2項に「侵害者が侵害行為により利益を受けた場合、被害者は専ら当該利益について損害額を計算するよう請求することができる」と規定しているのみである。本件被告らが係争「凹凸のリブ加工のデザイン」の識別性を減損及び毀損した行為は、係争「凹凸のリブ加工のデザイン」を盗用し、それに便乗し、原告の「凹凸のリブ加工のデザイン」表徴を侵害したものに該当するため、「商標権」の侵害に相当すると認定できる。したがって、商標法第71条第1項第3号の「押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の1500倍以下の金額を損害額とする。但し、押収した商品が1500点を超えるときは、その総額で賠償金額を定める」なる規定の類推適用により損害賠償金額を計算すべきであるとの原告の主張には理由がある。

### 【専門家からのアドバイス】

1. 本件は一審判決であり、控訴される可能性があるが、世界的に有名なスーツケース製造業者である原告が公平交易法に基づく請求を主張し、それに対して判決が明文をもって商標法の損害賠償の計算方法を類推適用できると認めたため、特別な判例として紹介した。
2. 判決において、まず原告の「凹凸のリブ加工のデザイン」表徴の概念強度は決して強くないものの、1) 原告が主観的に「凹凸のリブ加工のデザイン」をそのスーツケース外観の表徴にする意図があり、2) 資料の内容から、原告のスーツケース商品の外観にはすべて「凹凸のリブ加工のデザイン」が使用され、そのスーツケースに「凹凸のリブ加工のデザイン」の概念が含まれていることを長期的かつ忠実に伝えてきたと認定できる、3) 広告宣伝またはマスメディアの報道も「凹凸のリブ加工のデザイン」が原告スーツケースの代表的な表徴であることを広く正確に伝えてきたことにより、原告のスーツケース外観の「凹凸のリブ加工のデザイン」が高い市場競争力を有する、4) 関係する事業者、消費者に広く知られ、原告のスーツケース商品を連想させる、と認定された。以上により、原告のスーツケース外観の「凹凸のリブ加工のデザイン」は、商品の出所を識別する働きがあり、かつ、著名な表徴であると認定できる。

3. 台湾で商標法または専利法の保護を受けられず、公平交易法第 22 条の著名な商品表徴、または、公平交易法第 25 条の概括条項による保護を請求する場合、前掲本件裁判所の認定の方向性を参考にして挙証することができ、可能な限り前述の 3) を証明する資料を提出しなければ、裁判所を説得することができない。
4. さらに、公平交易法に損害賠償責任の規定があるものの、損害賠償金額の確定について具体的な規定がないため、本件について裁判所は立法趣旨により、商標法の規定を類推適用できると認定した。このことから、原告が商標法第 71 条第 1 項第 3 号の規定「押収した商標権侵害に係る商品の販売単価の 1500 倍以下の金額を損害額とする。但し、押収した商品が 1500 点を超えるときは、その総額で賠償金額を定める」の類推適用により損害賠償金額を計算すべきであると主張したことは、実務上の参考とすることができる。
5. このほかに、本件権利侵害品につき、原告は、製造委託業者、輸入業者及び販売業者に対しても、民法の共同侵害行為が成立するため連帯して損害賠償責任を負わなければならないと主張した。これは権利侵害品の対策として参考にすることができる。